

第1章 はじめに

(1) 手順書の目的

高齢化が進む中、中山間地域など、公共交通サービスが十分ではない地域において、地域住民が主体となって高齢者などの移動支援に取り組む動きが見られるようになりました。

本書では、地域住民が主体となって取り組む移動支援について、取組開始までの手順をまとめたものです。

(2) 本書で想定している移動手段

移動手段の形態には以下の表に示す分類があります。

本書では、主に「NPO等による住民の送迎サービス」や「ボランティア運送（互助輸送）」に取り組む場合を想定しています。

	道路運送法上の分類	例	対象	運行主体
通常の有償運送 (緑ナンバー)	一般旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 ・路線バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー 	誰でも	バス・タクシー事業者等
		一般貸切旅客自動車運送事業 ・観光バスなどの貸切バス 		
		一般乗用旅客自動車運送事業 ・タクシー 		
	特定旅客自動車運送事業 ・スクールバス ・企業や施設の送迎バス 	限定		
特例での有償運送 (白ナンバー)	自家用有償旅客運送	交通空白地有償運送 ・コミュニティバス  ・デマンド交通	住民等	市町村、バス・タクシー事業者等
		NPO等による住民の送迎サービス 	住民等	NPO等
	福祉有償運送	自治体による障がい者や要介護者の送迎サービス 	限定 (要介護者等)	市町村、バス・タクシー事業者等
		NPO等による障がい者や高齢者等の送迎サービス	限定 (要介護者等)	NPO等
無償 (白ナンバー)※3	法律の適用外	無償の住民バス ・福祉バス 	誰でも	市町村等
		ボランティア運送（互助輸送） 	住民等	NPO等

※1 原価+利益

※2 営利とは認められない範囲であること。

※3 燃料等実費は可。詳しくは、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の様態について（令和2年3月31日 国自旅第328号）」

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf> 参照。

(3) 本書で示すお試し運行までの検討事項

お試し運行までに、以下の項目について検討を行います。

	検討項目	内容
1	公共交通の現状把握	路線バス/タクシーなど
2	移動ニーズの把握	目的地、頻度、曜日時間帯など
3	対象者	住所、年齢、乗車時の介助の有無など
4	運行エリア・目的地	地区内/地区外、目的地の設定
5	運行形態	路線型/区域運行型、定時制/予約制、乗降所/フリー乗降
6	運行頻度	運行日数、曜日、時間帯、回数
7	利用者負担額（運送の対価等）と支援者（ドライバー）への報酬支払	運送対価の有り/無し
8	使用車両・台数	乗客定員、台数
9	車両調達	購入/リース/レンタル/既存車両活用
10	運行体制	体制、役割
11	予約受付方法	携帯電話/FAX/メール/web
12	予約管理方法	紙/web スケジューラー
13	ドライバーの配車調整・伝達方法	あらかじめドライバーを確保/予約段階でドライバー確保 電話伝達/web/チャット
14	利用者負担額のタイプ・收受方法	距離などに応じた段階的な設定/均一制/会費制、現金制/チケット制
15	安全管理	日常的な安全管理/定期的な安全講習会
16	初期費用	初期費用の試算
17	維持費用	維持費用の試算
18	収支計画	収支計画
19	財源確保・補助制度	利用者収入/助成金/補助金/協賛金